

令和5年4月20日

## 保険医の登録の取消に係る執行停止の解除について

九州厚生局長が令和2年1月27日付けで行った山本外科医院及び山本修医師に対する保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る効力については、山本修氏から当該取消処分の取消及び効力の停止を求めて訴訟が提起され、令和2年3月9日に福岡地方裁判所の決定により、取消訴訟の第1審判決言渡しの日後60日を経過するまで当該取消処分の効力が停止されたところ、令和4年3月2日に福岡地方裁判所において、山本修氏の請求をいずれも棄却する判決の言渡しがなされ、その後、令和4年3月11日に山本修氏から福岡高等裁判所に対して、再度取消訴訟が提起され、併せて執行停止の申立てがなされました。

このうち、執行停止の申立てに関し、令和4年4月27日に福岡高等裁判所において、保険医療機関の指定の取消に係る執行停止の申立てについては却下され、また、保険医の登録取消に係る執行停止の申立てについては、取消訴訟の第2審判決が確定する日まで当該取消処分の効力が停止されたところですが、このたび、令和5年3月29日に取消訴訟の第2審判決が確定しました。

このことから、保険医の登録の取消については、執行停止が解除され、当該取消処分が有効となりますのでお知らせします。

令和4年5月13日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る処分の効力について

九州厚生局長が令和2年1月27日付けでした山本外科医院及び山本修医師に対する保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る効力については、山本修氏から当該処分の取消及び効力の停止を求めて訴訟が提起され、令和2年3月9日に福岡地方裁判所の決定により、取消訴訟の第1審判決言渡しの日後60日を経過するまで処分の効力が停止されたところ、令和4年3月2日に福岡地方裁判所において、山本修氏の請求をいずれも棄却する判決の言渡しがなされ、その後、令和4年3月11日に山本修氏から福岡高等裁判所に対して、再度取消訴訟が提起され、併せて執行停止の申立てがなされました。

このうち、執行停止の申立てに関し、令和4年4月27日に福岡高等裁判所において、保険医療機関の指定の取消に係る執行停止の申立てについては却下する旨、また、保険医の登録取消に係る執行停止の申立てについては、取消訴訟の第2審判決が確定する日まで取消処分の効力を停止する旨の決定がなされました。

このことから、保険医療機関については、取消訴訟の第1審判決言渡しの日後60日を経過することとなるため、令和4年5月3日から保険医療機関の指定の取消処分が有効となりますのでお知らせします。

また、保険医については、本件決定により取消訴訟の第2審判決が確定するまでは、保険医の登録の取消に係る効力は停止されますので併せてお知らせします。

令和2年3月17日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る  
効力の停止について

九州厚生局長は、山本外科医院及び山本修医師に対し、令和2年1月27日付けで保険医療機関の指定及び保険医の登録を取り消すとして通知したところ、開設者であり保険医の山本修氏から福岡地方裁判所に対して、当該処分の効力の停止を求めて執行停止の申立てがなされ、あわせて当該処分の取消等を求めて訴訟（以下「取消訴訟」といいます。）が提起されました。

このうち、執行停止の申立てに関し、令和2年3月9日に、福岡地方裁判所において、取消訴訟の第1審判決言渡し後60日を経過する日まで取消処分の効力を停止する旨の決定がなされたことにより、取消訴訟の第1審判決言渡しの日後60日を経過する日までは、当該保険医療機関の指定の取消及び当該保険医の登録の取消は、効力が停止されましたのでお知らせします。

## 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消

厚生労働省九州厚生局は、令和2年1月27日付けで、保険医療機関に対する指定の取消処分及び保険医に対する登録の取消処分を行います。

この処分は、保険医療機関の開設者及び保険医が、正当な理由なく3回にわたり監査を拒否したことによるものです。

なお、今回の処分にあたっては、令和元年12月23日に開催された九州地方社会保険医療協議会に諮問を行い、諮問のとおりのお返事がなされています。

### 記

#### 1. 保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分

##### (1) 指定取消となる保険医療機関

- ① 名 称 山本外科医院
- ② 所 在 地 長崎県長崎市下西山町1-5
- ③ 開 設 者 山 本 修 (やまもと おさむ)
- ④ 指定取消日 令和2年1月27日

##### (2) 登録取消となる保険医

- ① 氏 名 山 本 修 (やまもと おさむ) 55歳
- ② 登録取消日 令和2年1月27日

#### 2. 根拠条文

##### (1) 保険医療機関の指定取消

- ・健康保険法第80条第5号

##### (2) 保険医の登録取消

- ・健康保険法第81条第2号

### 3. 取消処分の主な理由

#### (1) 保険医療機関

保険医療機関の開設者が、健康保険法第78条第1項の規定により監査への出頭を求められてこれに応ぜず、忌避したため。

#### (2) 保険医

保険医が、健康保険法第78条第1項の規定により監査への出頭を求められてこれに応ぜず、忌避したため。

### 4. 取消処分に至る経緯

(1) 平成30年1月24日、同年6月28日及び同年9月27日を実施期日とする個別指導実施通知を送付したが、いずれも山本医師は正当な理由もなく個別指導を欠席したため、監査を実施することとした。

(2) 平成31年1月18日、同年2月19日及び同年3月20日を実施期日とする監査実施通知を送付したが、いずれも山本医師は正当な理由もなく監査に出頭しなかった。